

平成25年1月1日

成年後見人等の報酬額のめやす

東京家庭裁判所
東京家庭裁判所立川支部

1 報酬の性質

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができるものとされています（民法862条）。成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても、同様です。

成年後見人等に対する報酬は、申立てがあったときに審判で決定されます。報酬額の基準は法律で決まっているわけではありませんので、裁判官が、対象期間中の後見等の事務内容（財産管理及び身上監護）、成年後見人等が管理する被後見人等の財産の内容等を総合考慮して、裁量により、各事案における適正妥当な金額を算定し、審判をしています。

専門職が成年後見人等に選任された場合について、これまでの審判例等、実務の算定実例を踏まえた標準的な報酬額のめやすは次のとおりです。

なお、親族の成年後見人等は、親族であることから申立てがないことが多いのですが、申立てがあった場合は、これを参考に事案に応じて減額されることがあります。

2 基本報酬

(1) 成年後見人

成年後見人が、通常の後見事務を行った場合の報酬（これを「基本報酬」と呼びます。）のめやすとなる額は、月額2万円です。

ただし、管理財産額（預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額）が高額な場合には、財産管理事務が複雑、困難になる場合が多いので、管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合には基本報酬額を月額3万円～4万円、管理財産額が5000万円を超える場合には基本報酬額を月額5万円～6万円とします。

なお、保佐人、補助人も同様です。

(2) 成年後見監督人

成年後見監督人が、通常の後見監督事務を行った場合の報酬（基本報酬）のめやすとなる額は、管理財産額が5000万円以下の場合には月額1万円～2万円、管理財産額が5000万円を超える場合には月額2万5000円～3万円とします。

なお、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人も同様です。

3 付加報酬

成年後見人等の後見等事務において、身上監護等に特別困難な事情があった場合には、上記基本報酬額の50パーセントの範囲内で相当額の報酬を付加するものとします。

また、成年後見人等が、例えば、報酬付与申立事情説明書に記載されているような特別の行為をした場合には、相当額の報酬を付加することがあります（これらを「付加報酬」と呼びます。）。

4 複数成年後見人等

成年後見人等が複数の場合には、上記2及び3の報酬額を、分掌事務の内容に応じて、適宜の割合で按分します。

以上

成年後見人等の報酬額のめやす（参考）

【報酬のめやすを示す家庭裁判所の資料から作成】

区分	事務内容	条 件	報 酬 額（月額）
基本報酬	通常の後見事務を行った場合	管理財産額（本人の金融資産）	
		1千万円以下	2万円
		1千万円超～5千万円	3～4万円
		5千万円超	5～6万円
付加報酬	身上保護等に特別困難な事情があった場合	特別困難な事情の例： <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益不動産が多数あり、その管理が複雑である事案 ・ 親族間に意見の対立があり、その調整が必要な事案 ・ 本人の身上保護が困難な事案 ・ 成年後見人等の不正があり、後任の成年後見人等がその対応にあたる事案 	基本報酬額50%の範囲内で相当額の報酬を付加
		経済的利益額に応じて相当額の報酬を付加（事案の内容に応じて、30%の範囲内で増減することがある）	
	特別な行為をして被後見人の財産を増加させた場合	特別な行為の例：	
		○ 特別の後見事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見開始時の財産調査 ・ 終了時の引継事務 ・ 施設入所 	（事務内容に応じ） <ul style="list-style-type: none"> ・ 5万円以内 ・ 10万円以内 ・ 20万円以内
		○ 訴訟 本人が不法行為による被害を受けたことを原因として、加害者に対する1千万円の損害賠償請求訴訟を提起し、勝訴判決を得て、管理財産額を1千万円増額させた場合	約80～150万円を付加
		○ 遺産分割調停 本人の配偶者が死亡したことによる遺産分割の調停を申し立て、相手方の子らとの間で調停が成立したことにより、総額約4千万円の遺産のうち約2千万円相当の遺産を取得させた場合	約55～100万円を付加
	○ 居住用不動産の任意売却 本人の療養看護費用を捻出する目的で、その居住用不動産を家庭裁判所の許可を得て3千万円で任意売却した場合	約40～70万円を付加	

※ 通常、報酬として「基本報酬」が付与されます。特別の事情があったり、特別な行為が行われた場合、それに「付加報酬」が加えられます。

上記は、専門職後見人の報酬の目安であり、親族後見人や市民後見人の場合は、これよりも報酬額が低くなる傾向にあります。

注）表は、「成年後見人等の報酬額のめやす」（東京、横浜、大阪、奈良家裁）に基づき作成